

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2022年6月23日付)</p>			
<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p> <p>(33)「二段階定額制プラン」とは、利用料金の計算方法につき、当社が定める一定のデータ利用量以下（以下「下限」といいます。）及び一定のデータ利用量以上（以下「上限」といいます。）は、それぞれ当社が定める定額で利用でき、かつ、下限から上限までの間のデータ利用量については従量料金で利用できるプランをいいます。</p> <p>(34)「料金体系の変更を伴う品目変更」とは、二段階定額制プランの品目であるファミリー・ライトとそれ以外の品目間での変更をいいます。</p> <p>(35)「東西の提供区域を跨ぐ移転」とは、次条のサービス提供区域のうち、エリア（東日本エリア／西日本エリア）の変更を伴う移転をいいます。</p>			
<p>第4章 料金等の支払 第19条 (工事費の支払い)</p>	<p>第4章 料金等の支払 第19条 (工事費の支払い)</p> <p>3. 第1項にかかわらず、本サービスの解除等に伴い発生する解除料につき、第24条第2項第3号のb.が適用される場合は、本サービスの契約期間（自動更新なしプランの場合は24ヵ月間）と会員の本サービスの利用期間を基礎として当社が別途定める計算方法により算出した額を工事費の残債として請求します。</p>			
<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、本サービスの利用契約の解約の効力が生じた場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、本サービスの利用契約の解約の効力が生じた場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、2年自動更新プランから5年自動更新プラン（TVセット）へのプラン変更をした場合は、上記解除料は発生しないものとします。</p> <p>a. 利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前</p> <table border="1" data-bbox="898 1955 1541 2002"> <tr> <td data-bbox="898 1955 1342 2002">解除前プラン/変更前プラン</td> <td data-bbox="1342 1955 1541 2002">解除料</td> </tr> </table>		解除前プラン/変更前プラン	解除料
解除前プラン/変更前プラン	解除料			

自動更新なしプラン	なし
2年自動更新プラン	10,450円 (税込)
5年自動更新プラン(TVセット)	16,500円 (税込)

但し、5年自動更新プラン(TVセット)から2年自動更新プランへプラン変更をした場合の解除料は6,050円(税込)とします。

また、以下に該当する場合は、本号b.が適用されるものとします。

- 本条第3項に定めるプラン変更完了日が2022年7月1日以降の場合
- 料金体系の変更を伴う品目変更を行い、第15条第2項に定める品目変更完了日が2022年7月1日以降の場合
- 東西の提供区域を跨ぐ移転を行い、第16条第3項に定める移転先での工事が完了した日が2022年7月1日以降の場合

b. 利用契約の契約成立日が2022年7月1日以降

解除前プラン/変更前プラン		解除料
自動更新なしプラン		なし
2年自動更新プラン	ファミリー・ギガスピード ファミリー・スーパーハイスピード ファミリー・ハイスピード ファミリー	5,720円 (税込)
	ファミリー・ライト	4,290円 (税込)
	ファミリー・10ギガ	6,930円 (税込)
	マンション・ギガスピード マンション・スー	4,180円 (税込)

		パーハイスピード マンション・ハイ スピード マンション	
	5 年自動更 新プラン (TV セット)	ファミリー・ギガ スピード ファミリー・スー パーハイスピード ファミリー・ハイ スピード ファミリー	5,170 円 (税込)
		ファミリー・10 ギ ガ	6,380 円 (税込)
<p>2. (4) 本サービス及び本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 11,000 円(税込)とします。ただし、この上限金額は、5 年自動更新プラン (TV セット) の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>	<p>2. (4) 本サービス及び本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 11,000 円(税込)とします。ただし、この上限金額は、前号 a. が適用される 5 年自動更新プラン (TV セット) の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>		
<p>第 12 章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約 第 57 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。 プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第 12 章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約 第 57 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。 プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約 (プレミアムからスタンダードへのプラン変更は含みません。)、または当社によるプレミアムの契約解除をした場合、会員は解除料として 3,300 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、当該プレミアムを解約する時点において利用契約の解約の効力が生じたとすれば、第 24 条第 2 項第 3 号 b. が適用される場合、プレミアムの解除料は 605 円 (税込) とします。</p>		
<p>3. 本サービス及びプレミアムその他の本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ、解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 11,000 円 (税込) とします。ただし、この上限金額は、本サービスで提供されている 5 年自動更新プラ</p>	<p>3. 本サービス及びプレミアムその他の本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ、解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 11,000 円 (税込) とします。ただし、この上限金額は、第 24 条第 2 項第 3 号の a. が適用される 5 年自動</p>		

ン (TV セット) の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。

更新プラン (TV セット) の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2022年6月23日付)												
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p>(1) 利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ホーム</td> <td style="text-align: center;">5,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マンション</td> <td style="text-align: center;">5,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用契約の契約成立日が2022年7月1日以降</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ホーム</td> <td style="text-align: center;">1,320円(税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マンション</td> <td style="text-align: center;">1,045円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	提供プラン	解除料	ホーム	5,500円(税込)	マンション	5,500円(税込)	提供プラン	解除料	ホーム	1,320円(税込)	マンション	1,045円(税込)
提供プラン	解除料												
ホーム	5,500円(税込)												
マンション	5,500円(税込)												
提供プラン	解除料												
ホーム	1,320円(税込)												
マンション	1,045円(税込)												
<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第33条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月</p>	<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第33条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月</p>												

に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除をした場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、2022年7月1日以降に本サービスの契約が成立した会員のプレミアムの解除料は275円(税込)とします。

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2022年6月23日付)												
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p>(1) 利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ホーム</td> <td style="text-align: center;">5,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マンション</td> <td style="text-align: center;">5,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用契約の契約成立日が2022年7月1日以降</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ホーム</td> <td style="text-align: center;">1,320円(税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マンション</td> <td style="text-align: center;">1,045円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	提供プラン	解除料	ホーム	5,500円(税込)	マンション	5,500円(税込)	提供プラン	解除料	ホーム	1,320円(税込)	マンション	1,045円(税込)
提供プラン	解除料												
ホーム	5,500円(税込)												
マンション	5,500円(税込)												
提供プラン	解除料												
ホーム	1,320円(税込)												
マンション	1,045円(税込)												
<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第34条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本</p>	<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第34条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本</p>												

<p>プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>プランの契約の解除をした場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、2022年7月1日以降に本サービスの契約が成立した会員のプレミアムの解除料は275円(税込)とします。</p>
---	--

「Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2022年6月23日付)												
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p>(1) 利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホーム</td> <td>5,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>マンション</td> <td>5,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用契約の契約成立日が2022年7月1日以降</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホーム</td> <td>1,320円(税込)</td> </tr> <tr> <td>マンション</td> <td>1,045円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	提供プラン	解除料	ホーム	5,500円(税込)	マンション	5,500円(税込)	提供プラン	解除料	ホーム	1,320円(税込)	マンション	1,045円(税込)
提供プラン	解除料												
ホーム	5,500円(税込)												
マンション	5,500円(税込)												
提供プラン	解除料												
ホーム	1,320円(税込)												
マンション	1,045円(税込)												

「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2022年6月23日付)												
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員></p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前にかつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員></p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p><2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員></p> <p>会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前にかつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の<2012年12月1日以降に申し込みを行った会員>に定める通りとします。</p> <p><2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員></p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p>(1) 利用契約の契約成立日が2022年6月30日以前</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホーム</td> <td>5,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>マンション</td> <td>5,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用契約の契約成立日が2022年7月1日以降</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提供プラン</th> <th style="text-align: center;">解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホーム</td> <td>1,320円(税込)</td> </tr> <tr> <td>マンション</td> <td>1,045円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	提供プラン	解除料	ホーム	5,500円(税込)	マンション	5,500円(税込)	提供プラン	解除料	ホーム	1,320円(税込)	マンション	1,045円(税込)
提供プラン	解除料												
ホーム	5,500円(税込)												
マンション	5,500円(税込)												
提供プラン	解除料												
ホーム	1,320円(税込)												
マンション	1,045円(税込)												

「テレビ伝送サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2022年6月23日付)</p>
<p>第18条 (利用料金の支払義務)</p>	<p>第18条 (利用料金の支払義務) 4. 前項にかかわらず、SoftBank 光サービスの解除等に伴い本サービスの解除等があった場合において、SoftBank 光サービスの解除等に伴い発生する解除料につき、SoftBank 光サービス規約第24条第2項第3号のb. が適用される場合は、SoftBank 光サービスの契約期間(自動更新なしプランの場合は24ヵ月間)と会員のSoftBank 光サービスの利用期間を基礎として当社が別途定める計算方法により算出した額を工事費の残債として請求します。</p>
<p>第20条 (料金の計算等) 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、SoftBank 光サービス規約に定めるところによります。</p>	<p>第20条 (料金の計算等) 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、本規約に定める場合のほか SoftBank 光サービス規約に定めるところによります。</p>